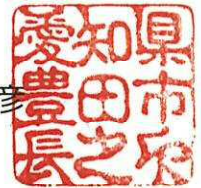


下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和4年11月22日

豊田市長 太田 稔 彦



## 1 委託する業務

(1) 業務名 豊田市女性しごとテラス運営業務委託

(2) 業務の概要

### ア 事業概要

子育てや介護との両立や職業上のブランク、将来に渡ってのキャリア形成等に不安を感じている女性を含め、全ての働きたい女性の就労や、働く女性の職場定着、キャリアアップその他様々なチャレンジを総合的に支援するため、各種相談やセミナー、職業紹介等を実施する。運営にあたり、ハローワーク豊田や豊田市就労支援室をはじめ、各種機関、施設等との連携を図る。

また、市内事業所における人材確保を支援するため、求人提出企業等に対し、働き方改革をはじめ、女性にとっても、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた意識改革、環境整備を促すことで、求人企業と求職者のマッチングの実現に努める。

### イ 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 窓口相談業務及び職業紹介業務

(イ) 求人開拓及び求人マッチング業務

(ウ) セミナー企画運営業務

(エ) ジョブトレーニングプログラム企画運営業務

(オ) 市内企業を取り巻く環境変化を見据えた求職者向けスキルアップ研修業務

(カ) 職場見学の企画運営業務

(キ) 交流会、座談会等の企画運営業務

(ク) 働き方の多様化促進支援業務

(ケ) 学生など若年者や就労中の女性に対する認知度向上及び活用促進

(コ) 広報及びプロモーション業務

(サ) 企業訪問等による女性の雇用促進、定着・活躍支援に向けた啓発、情報発信

(シ) 独自求人魅力向上支援業務

(3) 履行期限 令和6年3月31日(日)

(4) 提案限度額 38,500,000円(消費税込み)

## 2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 公告日において、令和4年度・5年度の豊田市入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同志が辞退する旨を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
  - ア 平成29年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として、1件当たりの税込金額2,000万円以上の下記業務の履行実績を有する者であること。  
女性向け就労支援業務
  - イ 職業安定法(昭和22年法律第141号)に基づく職業紹介許可を受けている者であること。（職業安定法に基づく業務停止命令を受けている期間又は業務改善命令を受け必要な改善がなされるまでの期間に該当する者を除く。）

### 3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和4年11月22日から同年12月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 交付場所 豊田市役所産業部産業労働課企業支援・労政担当（西庁舎7階）又は豊田市ホームページからダウンロード

### 4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和4年12月5日（月） 午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所産業部産業労働課企業支援・労政担当（西庁舎7階）
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
- (4) 添付資料 参加資格要件（7）ア及びイが確認できる書類（契約書、許可証等の写し）

### 5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和4年12月6日(火)
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

## 6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和4年12月5日(月) 午後5時
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回 答 令和4年12月13日(火)までに豊田市ホームページへの掲載又は参加者へのメールにて行う。

## 7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面10枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に以下の内容を記載(提出部数は正本1部、副本6部)。ただし、A3サイズ用紙をA4サイズに折り畳み挿入することは可とする(その場合は、A3サイズ1枚をA4サイズ2枚とする。)。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

### (1) 業務経歴

平成29年4月以後の女性向け就労支援業務の実績一覧  
(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)

### (2) 業務担当体制

業務担当責任者(総括責任者)及び主任担当者の経歴、同種・類似業務実績及び現在の手持ち業務

### (3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

### (4) 本業務への提案及び意見

別紙「仕様書(案)」を参考に、提案・意見内容は自由とするが、以下の項目に関する事項を記載すること。なお、仕様書(案)中に、「※提案に基づき、協議の上決定」と記載された項目については、特に具体的な提案を行うこと。

#### ア 面談相談

- (ア) 利用者の多様なニーズに対応できる相談体制やサービスなど具体的な手法
- (イ) 若年者や就労中の方を含め、直接的な職業紹介を伴わない相談利用を増やす工夫

#### イ 求人マッチング

- (ア) 就労を希望する女性のニーズが反映されるような求人開拓方法
- (イ) 就労を希望する女性のニーズに合った新規独自求人開拓のための具体的な取組

#### ウ セミナー・ジョブトレーニング・スキルアップ研修

- (ア) スキルアップ研修における企業に求められる人材に必要な具体的なスキルとその習得に向けた研修内容
- (イ) 受講を通じ就労意欲の向上に繋げる工夫

#### エ 利用者層の拡大による総合的な就労支援施設としての取組

(ア) 働き方の多様化促進支援業務におけるターゲット設定と具体的な事業内容

(イ) 独自求人魅力向上支援業務におけるターゲット設定と具体的な事業内容

オ 広報及びプロモーション

(ア) 女性しごとテラスの機能を周知し、女性の就労意欲を喚起するとともに、利用者を増やすための方法

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

## 8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和5年1月5日（木） 午後5時

(2) 提出場所 豊田市役所産業部産業労働課企業支援・労政担当（西庁舎7階）

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

## 9 ヒアリング

(1) 開催日時 令和5年1月12日（木） 午後1時30分から午後5時までのうち指定する25分間（時間は後日連絡する。）

(2) 開催場所 豊田市役所

(3) 備考 提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。

プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する可能性がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

## 10 評価基準

(1) 以下の項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、当該採点の合計があらかじめ定めた最低基準点以上の者に限る。

ア 業務経歴等

(ア) 企業の業務実績（8点）

(イ) 業務担当者等の能力（12点）

イ 業務実施計画等

(ア) 業務実施方針（20点）

- (イ) 本業務への提案や意見 (5 2点)
- (ウ) 工程計画 (4 点)
- (工) 取組意欲 (4 点)

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。
- (4) 選考は、以下の5名の委員により行う。

委員長 産業部 商工振興室長 脇迫 博文

委員 学識経験者 加藤 里美 (愛知工業大学経営学部教授)

産業部産業労働課 課長 川合 晃司

福祉部介護保険課 副課長 中條 圭祐

生涯活躍部市民活躍支援課

とよた男女共同参画センター 担当長 村上 奈津子

#### 1 1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知 (予定) 日 令和5年1月31日 (火)

(2) 契約 (予定) 日 令和5年2月8日 (水)

プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

#### 1 2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 契約の締結 本プロポーザルにより特定された業者を見積徴取の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。その際、業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加えるなど、プロポーザルにより特定された者と豊田市との間で協議の上、仕様書の内容を確定する。

(3) このプロポーザルにおいて、不正が行われた事実が明らかになった時は、豊田市はプロポーザルの決定を取り消す。

(4) 令和4年12月市議会定例会補正予算案が議決されなかったときは、このプロポーザルは無効とする。

(5) 提出書類は返却しない。

(6) 選考結果通知後の辞退は認めない。

#### 【問合せ先 (提出先)】

〒471-8501 豊田市西町三丁目60番地

豊田市役所産業部産業労働課企業支援・労政担当 (西庁舎7階)

電話 0565-34-6774 (直通) FAX 0565-35-4317

メールアドレス sangyou@city.toyota.aichi.jp